

—— よりよい環境を未来につなぐために ——

令和4年6月

特定建設作業のしおり

—— 届出と規制について ——

騒音規制法

振動規制法

金沢市環境保全条例

金 沢 市

特定建設作業における注意事項

◎届出について

1. 届出は、特定建設作業を開始する日の7日前までに行うこと。ただし、作業を開始した日に作業が終わる場合（1日で作業が終了）、届出は不要です。
2. 届出部数は2部です。
添付書類は①建設作業場所の付近見取図
②工程表（建設工事等の概要を示した全行程表で、当該作業を明示すること）
加えて、使用する機材のカタログ、夜間工事の場合は道路使用許可の提出をお願いします。
3. 届出は元請け業者が行い、作業内容を理解している者が来庁して書類を提出すること。
4. 届出が必要な地域は、おおむね都市計画法に定める用途地域のうち、工業専用地域、市街化調整区域を除くすべての地域です。

◎作業の実施について

1. 規制基準は、敷地境界線上での騒音が85デシベル以下。
振動が75デシベル以下。
 2. 日曜、休日及び夜間の当該作業は禁止です。（適用除外あり）
 3. 作業開始以前に付近住民に対して、工程等の説明を十分に行うこと。
 4. 周辺状況等により工程等を十分検討し、低騒音型の工法及び重機を用いるなど、公害（苦情）の未然防止に最善の措置を講ずること。
 5. 作業現場から土砂などの粉じんが飛散ないように留意し、必要に応じて散水し、周辺にシートを張ること。その他、車輛出入口道路の清掃に努めること。
- ※ 「届出を怠った場合」及び「規制基準に違反した場合」は騒音規制法、振動規制法、金沢市環境保全条例により、罰則が適用されることがあります。
- ※ 詳細については、金沢市環境政策課に問い合わせください。
- ※ 解体工事やリフォームの場合は、騒音振動規制とは別にアスベスト排出に関する規制に注意が必要です。必ず事前調査を実施し、アスベストの有無に関わらず看板の設置が必要です。また、レベル1、レベル2の場合は届出の提出が必要です。詳細は金沢市ホームページ内「特定粉じん排出等作業のしおり」を参照してください。

1. 建設騒音について

(1) 騒音規制法

特定建設作業の種類（騒音）	備 考
①くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜き機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
②びょう打機を使用する作業	
③さく岩機を使用する作業	1日に連続的に50m以上の移動は除く。
④空気圧縮機を使用する作業	原動機の定格出力15kw以上（さく岩機の動力用としての使用は除く。）
⑤コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行なう作業	コンクリートプラントは混練容量0.45m ³ 以上、アスファルトプラントは混練容量200kg以上のものに限る。（モルタル製造用のためのプラントは除く）
⑥バックホウを使用する作業	原動機の定格出力80kw以上（低騒音型は除く）
⑦トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力70kw以上（低騒音型は除く）
⑧ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力40kw以上（低騒音型は除く）

(2) 金沢市環境保全条例

特定建設作業の種類（騒音）	備 考
①くい打機をアースオーガーと併用する作業	もんけんを除く。
②インパクトレンチを使用する作業	
③コンクリートカッターを使用する作業	1日50m以上の移動は除く。
④ディーゼル発電機を使用する作業	原動機の定格出力15kw以上

(3) 規制基準

騒音の大きさ	敷地境界線上で85デシベル以下	
作業時間帯の制限	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までは作業禁止
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までは作業禁止
一日の作業時間の制限	第1号区域	1日10時間以内
	第2号区域	1日14時間以内
作業期間の制限	同一場所において連続して6日を超えないこと	
作業日の制限	日曜日、その他の休日の作業は禁止	

備考

I. 規制区域は、次のとおりである。

第1号区域	(1)都市計画法に定める用途区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、伝統環境保存区域、風致地区、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 (2)工業地域のうち、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域
第2号区域	工業地域のうち、第1号区域を除く区域

II. 適用除外

災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特定建設作業を行う場合、その他法令で許可された時間帯に特定建設作業を行う場合など、一定条件に該当する場合は上記の基準（騒音の大きさを除く。）は適用されない。

2. 建設振動について

(1) 振動規制法

特定建設作業の種類（振動）	備 考
①くい打機、くい抜機、 くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、 圧入式くい打くい抜機を除く。
②鋼球を使用して建築物 その他の工作物を破壊する作業	
③舗装版破砕機を使用する作業	1日に連続的に50m以上の移動は除く。
④ブレーカーを使用する作業	手持式（騒音では規制対象）及び1日に 連続的に50m以上の移動は除く。

*建設振動には、金沢市環境保全条例に基づく特定建設作業はありません。

(2) 規制基準

振動の大きさ	敷地境界線上で75デシベル以下	
作業時間帯の 制限	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までは作業禁止
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までは作業禁止
一日の作業時間 の制限	第1号区域	1日10時間以内
	第2号区域	1日14時間以内
作業期間の制限	同一場所において連続して6日を超えないこと	
作業日の制限	日曜日、その他の休日の作業は禁止	
備考	規制区域及び適用除外については、建設騒音と同様です。	

3. 特定建設作業の届出

届出の種類	内 容	届出の期限	提出部数	届出先
特定建設作業 実施届出書 (様式第16号)	規制区域内にお いて特定建設作業 を実施しようとする 場合	特定建設作業の開始 の日の7日前までに 届け出る。	2部 (受付時に 1部返却)	金沢市 環境政策課
	災害、その他非常 事態により作業を 緊急に行う場合	速やかに届け出る。		

※上記の届出には、次の書類を添付すること。

1. 特定建設作業の場所の付近見取図

2. 特定建設作業を伴う工事の概要を示した工程表で、当該作業を明示したもの。

4. 特定建設作業の種類について

特定建設作業の種類	騒音規制		振動規制
	騒音規制法	金沢市 環境保全条例	振動規制法
1. くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用する作業（アースオーガーを併用する作業を除く。）	○		○
2. くい打機をアースオーガーと併用する作業		○	○
3. びょう打機を使用する作業	○		
4. さく岩機・ブレイカーを使用する作業 （1日に50m以上の移動は除く。）	○ (手持式含む)		○ (重機取り付け)
5. 空気圧縮機（15kw以上）を使用する作業 （さく岩機の動力用は除く）	○		
6. コンクリートプラント・アスファルトプラントを使用する作業	○		
7. バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業(低騒音型を除く)	○		
8. インパクトレンチを使用する作業		○	
9. コンクリートカッターを使用する作業 （1日に50m以上の移動は除く）		○	
10. ディーゼル発電機を使用する作業 （定格出力15kw以上）		○	
11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			○
12. 舗装版破碎機を使用する作業 （1日に50m以上の移動は除く）			○

◎届出の手続き

(1) 届出書は金沢市環境政策課へ提出してください。

(2) 届出書の用紙は金沢市環境政策課にあります。

なお、金沢市ホームページ「生活環境の保全」から各種届出様式のダウンロードが可能です。

【問い合わせ先】

金沢市環境政策課（金沢市第二本庁舎）

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号

TEL 076-220-2508

FAX 076-260-7193

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

○金沢市ホームページ URL

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/>

○届出書ダウンロード

金沢市ホームページ>申請書ダウンロード>事業者向けの申請書>
産業・ビジネスに関する申請書>環境>環境保全に関すること>
申請書ダウンロード>特定建設作業実施届出書